

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: dowakai@khaki.plala.or.jp

第186号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

中央本部理事会を開催

幹部研修会の中止を決定

中央本部(会長 上田卓雄)では、9月29日午前11時30分からは執行部会を、午後1時から理事会を、大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において開催した。

開会のあいさつで上田卓雄会長は、「8月の内閣改造にともなう自民党の役員改選では、人権問題等調査会の会長が任命されず厳しい状況になっていたが、福田・総理が突然に辞任したことで、麻生・総理になり、再び、内閣の改造と自民党の役員の改選が行われるので、人権問題等調査会の会長が任命されるよう党



定期中央省庁要請行動の詳細を決めた理事会

に働き掛けていきたい。また、選挙が視野に入りつつあるが、自民党が与党でなければ人権擁護法案の成立はないので、万全の態勢で選挙に臨んでもらいたい」と、選挙モードに突入することを宣言した。

議長を川上高幸副会長が行い、平河秀樹事務局長が人権擁護法案に関する自民党の動きや今後の取り扱いについて、報告と説明を行った。

議案

1. 幹部研修会の開催について
平河事務局長より、諸般の事情から今年度は中止したいと提案があり、全会一致で中止を決定した。

2. 定期中央省庁要請行動について
平河事務局長より、班編成及び要望事項並びに都府県本部の参加者数の提案があり、承認した。

最後に、奈良県本部の新会長に選出された榮林末次さんを紹介し、閉会のあいさつを上田藤兵衛副会長が行った。

平成20年度定期中央省庁要請行動

日時 11月21日(金) 午後1時30分〜5時
場所 各省会議室
要請省 法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省



加入の是非を検討する
委員会では、一部の委員から時期尚早との意見もあつたが、賛成多数で加入を認めることを決定した。

組織委員会

組織委員会(委員長 藤本周一)では、群馬県人権ネットワークの加入申請にともなう現地実態調査を、8月6日に実施したことから、その結果をもとに加入の是非を検討するため、9月12日午後1時から、大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において委員会を開催した。

今号の内容	
中央本部理事会	1 P
都府県本部関係	2 P
各省への要望事項	3~7 P
宮崎学さんの長期連載	8 P

都府県本部関係

岐阜県本部（会長 橋本敏春）では、第27回大会を5月14日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜会館」に110名を集め開催した。

大会では、岐阜市人権同和教育推進専門委員の古瀬浩平さんが、「生徒の姿に学んだもの」のテーマで基調講演を行った。

静岡県・人権地域改善推進会（会長 天野 一・県議会議員）では、第11回総会を6月15日午後1時30分から、静岡市内の「もくせい会館」に130名を集め開催した。

総会では、静岡大学法科大学院教授の根本 猛さんが、「人間はみな平等だ―人権の普遍性ということ」のテーマで記念講演を行った。

東京都本部（会長 川上高幸）では、平成20年度大会を6月20日午後1時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

福岡県本部（会長 上田卓雄）では、第20回大会を6月22日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に250名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事

務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

熊本県本部（会長 国武 香）では、第20回大会を7月10日午後1時から、熊本市内の「水前寺共済会館」に150名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

大阪府本部（会長 阪本孝義）では、第22回大会を7月12日午後1時から、大阪市内の「ホテルアウイーナ大阪」に180名を集め開催した。

大会では、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った

京都府本部（会長 上田藤兵衛）では、第23回大会を7月12日午後3時から、京都市内の「ルビノ京都堀川」に500名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

千葉県本部（会長 木村由彦）では、平成20年度大会を7月13日午後2時から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に300名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案の今後」のテーマで記念講演を行った。

滋賀県本部（会長 山口月司）では、平成20年度研修大会を7月20日午後1時から、長浜市内の「姉川コミニユティ防災センター」に130名を集め開催した。

平成20・21年度役員

- 会長 山口 月司（再）
- 副会長 西尾 孝之（新）
- ” 山本 利正（新）
- 事務局長 杉本 英一（新）

宮崎県本部（会長 長友一馬）では、平成20年度の大会を7月24日午後1時から、宮崎市内の「ウエルシティ宮崎」に180名を集め開催した。

大会では、みやざき中央新聞の水谷謹人・編集長が、「アジアの中の人権問題」のテーマで記念講演を行った。

神奈川県本部（会長 天野二三男）では、第22回大会を7月26日午後1時から、小田原市内の「生涯学習センター」に180名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

佐賀県本部（会長 野口賢二）では、第9回大会を9月5日午後1時から、佐賀市内の「グランデはぐくれ」に150名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」

のテーマで記念講演を行った。

大分県本部（会長 川部一彦）では、第4回大会を、9月21日午後1時から、玖珠町内の「くすまちメルサンホール」に80名を集め開催した。

大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が、「人権擁護法案のゆくえ」のテーマで記念講演を行った。

福岡県本部（会長 上田卓雄）では、9月24日午前7時から、みやこ町内の「チェリーゴルフクラブ」に、47組179名を集め、第16回のチャリティーゴルフ大会を開催した。

今回も、県手をつなぐ育成会と県精神障害者福祉会連合会へ、30万円ずつ手渡した。

今後の予定

- 10月5日 埼玉県本部大会
- 10月24日 女性部理事会
- 10月24日 青年部理事会
- 10月27日 奈良県本部大会
- 10月28日 長野県本部大会
- 11月21日 中央省庁要請行動
- 平成21年1月 理事会

各 大 臣 様

同和問題の早期完全解決にむけた 要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が、失効して5年が過ぎましたが、同和問題は解決されたわけではなく、差別事象が減少したとはいえ、未だに、結婚差別、就職差別、差別落書、あるいはインターネットを利用した悪質な差別など、現存しております。

また、1996年の「地対協」意見具申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、また、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としております。

また、各地で行われている意識調査では、特に関西で多発している一部同和運動団体幹部や同和関係者の公務員による不祥事とモラルのなさが、同和問題のタブー視が薄らいできたことで報道されていることから、同和地区を忌避する傾向が増え始めていることなどを勘案すれば、現在行われている啓発に限界があるように思われます。

したがいまして、同和問題の早期完全解決が図れるよう、「人権教育啓発推進法」の基本計画に則り、逆差別にも的確に対応できる創意工夫を凝らした現実を直視した人権教育・啓発を積極的に推進されるとともに、格差が残っている場合には、是正するために、一般対策を拡充されますよう要望いたします。

なお、人権救済を図る目的の「人権擁護法案」が一日も早く成立されるようご尽力をお願い申し上げます。

2008年11月21日

自由同和会中央本部
会長 上田 卓雄

法 務 省

1. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成20年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
 - ウ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
 - エ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
2. 平成21年度予算の概算要求に人権委員会運営等経費が計上されていないが、早急に「人権擁護法案」の修正を行い、早期成立を図られたい。
3. (財)人権教育啓発推進センターで、国家・地方公務員や企業の担当者が常時研修できるよう、人的整備も含めホールや会議室を持つ自前の独立した施設を早期に整備されたい。また、本センターがナショナルセンターになるよう、すべての都道府県に人権教育啓発推進センターが設置されるよう指導されるとともに、財政的措置を講じられたい。
4. 夫婦別姓や非嫡出子の相続、破綻主義の導入や共有財産の平等性、再婚期間の短縮や婚姻年齢の引き上げ等を柱にする女性の人権保障を含む民法改正を早急にされたい。
5. 同和問題解決を阻害するエセ同和行為をなくすため、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、昨年の活動状況を報告されたい。

文 部 科 学 省

1. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年 6 月に平成 20 年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
 - ウ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
 - エ. 人権教育を担うセクションを設置されるとともに、学習指導要領に人権教育の項を設けられたい。
 - オ. 人権教育啓発を積極的に推進するために、社会教育主事のような一定基準を満たす人権教育啓発指導員（仮称）の資格を授与する制度を創設されたい。
 - カ. すべての大学に人権文化学（仮称）の講座設置を義務づけるとともに、教員免許取得の条件として人権文化学を必修にされたい。
2. 奨学事業について
 - ア. 都道府県に移管された日本育英会が実施してきた高校奨学金事業の実施状況を報告されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃するとともに、返還免除規定を設けられたい。また、遺漏者がなきよう十分な予算を確保されたい。
 - イ. 各種専門学校も対象にされたい。
3. 老朽化が目立つ教育集会所について、補修・改築ができる制度を設けられたい。
4. 障害者の法定雇用率を大幅に下回る教育現場での雇用を改善するためと、車イスを使用する児童・生徒が快適に学校生活をおくれるよう、学校内部のバリアフリーを積極的に推進されたい。
5. 平成 19 年度に学校現場で発生した部落問題に関する差別事象の件数を、教師、生徒別に報告されたい。

また、どのような指導をされたのかも報告されたい。
6. 教育バウチャー制度や学校選択導入などの教育改革については、学区制が基礎になっているコミュニティーを崩壊させる恐れがあることから慎重に対処されたい。

厚生労働省

1. 一般対策へ移行され6年が経過したが、事業の進捗状況を報告されたい。また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成20年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
3. 隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリーの施設に改善する新たな制度が創設されたが、早急にすべての隣保館が改善できるよう予算の拡充をされたい。また、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるよう強力な指導をされたい。
4. 公正採用選考人権啓発推進員を設置する企業の達成率を報告されたい。また、現在の100名以上を50名以上に企業の規模を引き下げられ、推進員を設置する企業の数を増やされたい。
なお、推進員に対する研修の中身を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。
また、就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされるとともに、統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。
5. 就職差別をなくす取組を強化するために、ILO第111号条約を批准し、国内法を整備され、各種施策を拡充されたい。
6. 公営住宅で死亡して幾日か過ぎて発見される孤独死をなくすために、国土交通省と連携をとり対処されたい。

国 土 交 通 省

1. 一般対策へ移行された事業の進捗状況を報告されたい。また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成20年度版の「人権教育・啓発白書」が出されましたが、これらを踏まえ、国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
3. 同和向け公営・改良住宅について
 - ア. 今後の展望を示されたい。
 - イ. 応能応益の家賃制度を実施している地方公共団体の割合を示されたい。
 - ウ. 同和関係者以外にも開放している地方公共団体の割合を示されたい。
 - エ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、妊婦を持つ家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどの制度は考えられないか。
 - オ. 建替えを行う場合には、スムーズに実施できるよう十分な予算を確保されたい。
 - カ. 払い下げを積極的に促進するため、起債の一括返還や住民の合意形成など、各種規制の緩和、あるいは、撤廃されるとともに、損失額を地方公共団体に補てんする制度を創設されたい。
 - キ. 更地にし、土地を分譲するような制度を考慮されたい。
 - ク. 死亡して幾日か過ぎて発見される孤独死をなくすために、厚生労働省と連携をとり対処されたい。
 - ケ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。
4. 障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した、「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が一昨年の6月に成立したが、高齢者の比率が高い地域に、これを活用したバリアフリーを中心にする「人権のまちづくり」モデル地区事業を創設されたい。

宮崎学さんの長期連載 「融和運動の再評価」

当面の掲載予定

「融和運動の再評価」

- 1話 解放と改善 185号に掲載
- 2話 全国水平社と南梅吉
- 3話 任侠と水平運動 増田伊三郎のこと
- 4話 任侠と水平運動 今田丑松のこと
- 5話 階級の水平運動の弊害

プロフィール

宮崎 学 (みやざき まなぶ)

1945年、京都府生まれ
早稲田大学法学部中退

1945年、京都・伏見のヤクザ、
寺村組組長の父と博徒の娘である母
の間に生まれる。

早稲田大学在学中は学生運動に没
頭し、共産党系ゲバルト部隊隊長と
して名を馳せる。

『週刊現代』（講談社）記者を経て、
家業の解体業を兄とともに継ぐが倒
産。

その後、グリコ・森永事件では「キ
ツネ目の男に擬され、重要参考人M
として警察にマークされるが、事件
は2000年2月13日に時効を迎え
真相は闇に消えた。

1996年10月、自身の半生を
綴った『突破者』（南風社、幻冬舎
アウトロー文庫）で、作家デビュー
した。

2005年には、英語版『TOP
P.A.MONO』も翻訳出版された。
近年は、警察の腐敗追及やアウト
ローの世界を主なテーマにした執筆
活動が続いている。

(MIYAZAKI manabu

official website) より



自由同和会第23回全国大会で記念講演を行う宮崎さん

融和運動の再評価 2話

全国水平社と南 梅吉

宮崎 学

1922年（大正11年）の全国水
平社創立は、それまでの融和主義的
な運動を打ち破り、部落民自身の手
による「絶対の解放」とそのための
「徹底的糾弾」を掲げた解放運動の
出発とされている。

しかし、水平社の出発は、のちに
融和主義として切り捨てられた部落
の生活改善運動の継承の上にこそ可
能になったものだったのである。そ
れを象徴しているのが、創立メン
バーの一人で初代委員長になった南
梅吉である。

南は、京都府愛宕群野口村で青年
団の団長として部落の生活改善運動
を進めていたが、奈良で水平社創立
が準備されていた時期に、そのリー
ダーの阪本清一郎と出会い、全国水
平社創立に参加することになる。こ
のとき、南はそれまでの改善運動を
否定して解放運動に加わったとされ
ているが、それは必ずしも否定では
なかった。政府や官庁に依存し利用
されるような改善事業ではなくて、
部落民の自覚の上に立った自主的な
改善でなければならぬ、そのため
には差別と闘う自覚が必要である、
というのが南の意識だったのであ
る。

そして、南は当時京都の東七条、
田中部落でそれぞれ活発な改善運動

をおこなっていた桜田規矩三、寺田
清四郎など融和主義とか右翼的とか
見られていた部落運動家を水平社に
集結させる上で大きな役割を果たし
た。桜田は全国執行委員、寺田は京
都府委員長に就任している。

水平社創立の資金を調達し、また
初期の活動資金をまかしたのも南
梅吉だった。どんな運動をやるにも
先立つものは力ネである。金集めを
引き受けた南は、大日本国粋会の幹
部・増田伊三郎、憲政会京都市議の
西尾林太郎、自転車サドル工場経営
者の浅田義治などかねて親交のあつ
た、「解放」とか「糾弾」とかとは
関係の薄いけれど部落の改善には理
解のある人間から相当額の寄付を集
めて、創立資金をまかしたのだ。

また、南は当時政友会とともに二
大政党の一つだった憲政会が、政
友会との対抗上、社会政策に熱心で
あったことを利用して、憲政会を通
じて中央政官界への働きかけをおこ
さない、帝国議会で「因襲打破に関す
る建議案」を成立させ、部落問題に
対する関心を高めた。また、履物修
繕など露天商の組織をつくるのに憲
政会が力を入れたのも南の働きかけ
によるものだったし、そこから融和
団体とも連携しながら、水平社幹部
としてよりも村の代表として、改善
費の獲得などに尽力したのだった。
その南がやがて融和主義者として
水平社を追われる次第は後に書く。